

2012年日本政府年次報告
「強制労働に関する条約」(第29号)
(2010年6月1日～2012年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

(1) 前回までの報告中、第25条を以下のとおり改める。

第25条中「2007年は126,499件、2008年は115,993件、2009年は100,535件」を「2010年は128,959件、2011年は132,829件」に、「2007年は0件、2008年は0件、2009年は0件」を「2010年及び2011年ともに0件」に、「2007年は6件、2008年は1件、2009年は0件」を「2010年は3件、2011年は1件」に改める。

(2) 2010年の専門家委員会のオブザベーションについて

オブザベーションⅠ(第二次世界大戦中の産業強制労働及び性的奴隷)は、別途回答することとしたい。

Ⅱ 外国人研修・技能実習制度について

改正後の外国人研修・実習制度に係る、2010年10月15日付日本政府見解提出以降の具体的な運用状況としては、2011年中において、技能実習生12名に対して10か月間以上時間外労働にかかる割増賃金(総額約208万円)を支払っていない実習実施機関、あるいは、技能実習生2名に対して22か月間にわたり時間外労働協定に定める限度時間を超えて1か月当たり約90時間の時間外労働を行わせていた実習実施機関など184機関に対して不正行為を行った旨の認定を行い、最大5年の間、外国人研修・技能実習生の新たな受入れを認めないこととした。

また、全国の労働基準監督機関においては、技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでおり、2011年に実習実施機関に対し2,748件の監督指導を実施し、このうち2,252件で労働基準関係法令違反が認められ、是正に向けた指導を行っている。また、技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反により、23件の送検が行われている。

さらに、制度改正後においても、引き続き、第三者機関である公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)では、受入団体や受入企業への巡回指導の強化に取り組んでおり、2010年度には1,636件、受入企業に対し9,868件、2011年度には受入団体に対し1,686件、受入企業に対し9,596件の巡回指導を実施するとともに、技能実習生が技能実習制度の内容、賃金・労働時間、医療費用等に関して相談できるよう、中国語、インドネシア語及びベトナム語による母国語電話相談ホットラインを設置している。

なお、起訴及び有罪判決の件数に関する統計については、我が国では、起訴件数等は罪名別に集計しており、外国人研修・技能実習生を被害者とする事案を抽出して起訴件数等を集計していないため、御指摘の起訴件数等を示すことはできない。

Ⅲ 人身取引対策について 別紙1を参照されたい。

(3) 労働組合からの意見について

①2011年8月27日付及び2011年10月5日付の韓国全国民主労働組合総連盟（KCTU）及び韓国労働組合総連盟（FKTU）からの意見並びに2011年8月24日付、2011年8月27日付及び2012年8月17日付の全日本造船機械労働組合からの意見については、別途回答することとしたい。

②2011年8月22日付け首都圏移住労働者ユニオンからの意見に対する日本政府見解は別紙2のとおりである。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告中、質問Ⅳについて以下のとおり改める。

「外国人に対する強制労働を含む不法就労事案については、その背後に潜在する国際犯罪組織の解明を視野に入れ、関係省庁間で連携を図りつつ、国際社会とも協調して取り組んでいくことが必要である」を削除し、「2009年」を「2011年」に、「250人」を「300人」に、「115人」を「136人」に、「25人」を「32人」に、「2009年」を「2011年」に、約3万1,000人を「約2万6,000人」に改める。

5. 質問Ⅴについて

(1) 本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

ILO第29号条約（強制労働条約）に関する年次報告（2012年） （人身取引対策関係）

日本国政府は、ILO強制労働条約（第29号条約）に関連し、人身取引問題について、条約勧告適用専門家委員会からの意見を踏まえ、日本の人身取引対策に関する情報を提供する。

なお、委員会におかれては、日本政府が人身取引対策に真摯に取り組んでおり、前回日本政府が政府見解を提出して以降、どの労働組合からもこの問題に関する文書の提出は行われていないことにご留意願いたい。

はじめに

人身取引は重大な犯罪及び人権侵害であり、迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらしその損害の回復は非常に困難だからである。こうした認識の下、2004年4月、日本は人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置した。会議に参加した省庁（内閣官房、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省）は次のような種々の効果的で迅速な措置をとったところである。

1. 人身取引対策行動計画の策定

・2004年12月7日、関係省庁連絡会議は、防止措置、法制度の強化、人身取引被害者の支援に焦点を当てた人身取引対策行動計画を策定し、2004年12月14日、犯罪対策閣僚会議に報告した。

・行動計画の閣議決定を受け、関係省庁連絡会議は、NGOとも協議しつつ、行動計画の実施状況と有効性についての継続的に検証を行っている。

・人身取引対策行動計画を促進し、より効果的なものとするため、2006年3月関係省庁連絡会議に、内閣府が、2008年8月文部科学省が、また2009年12月に海上保安庁が参加することになった。

・また、2009年12月10日の第9回関係省庁連絡会議において人身取引行動計画2009を取りまとめ、同月22日、犯罪対策閣僚会議において決定した（別添1）。

2. 人身取引議定書

人身取引議定書は、2005年6月に締結について国会承認を得た。今後、本体条約である「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」に関する関連国内法の整備及び同条約の締結を待って、上記議定書を締結する予定である。

3. 法律・規則の改正

(1) 刑法

2005年改正により、人身売買、臓器摘出目的を含む生命身体加害目的略取誘拐、並びに被拐取者及び売買された被害者の輸送、引渡し及び蔵匿の各行為に対する罰則を新設するとともに、逮捕監禁罪及び未成年者略取誘拐罪の法定刑を引き上げた。

(2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

人身売買罪をマネー・ロンダリング罪の前提犯罪に追加した。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

①人身取引に関する罪を風俗営業の許可の欠格事由とする、②売春等の性的搾取の行われる可能性の高い風俗営業者等に対して、客に接する業務に従事する者の在留資格等の確認義務等を課し、これに違反した者に罰則を設ける改正を行った。

(4) 出入国管理及び難民認定法

人身取引の定義規定を新設し、人身取引された者について一部の上陸拒否事由及び退去強制事由から除くこと、人身取引されたことを上陸特別許可事由及び在留特別許可事由に加えること、人身取引の加害者について新たに上陸拒否事由及び退去強制事由を設けること、運送業者の旅券等の確認義務及び旅券等の確認を怠った場合の過料に関する規定の新設、外国入国管理当局に対する情報提供規定を新設することを内容とする入管法の改正を行った。

(5) 旅券法

名義人の写真及び身分事項の一部を電磁的方法により記録した旅券（IC 旅券）を発給することで偽変造旅券の作成と旅券の不正使用を防ぐとともに、他人名義又は偽造日本旅券を譲り渡し、譲り受け、所持したものを処罰化し、これを含む旅券犯罪に対する法定刑を強化し、営利を目的とする旅券犯罪を加重処罰する等の改正を行った。

4. 人身取引を防止するための諸対策

(1) 出入国管理の強化

ア 連絡渉外官の取組

入国管理局は、タイのバンコクにリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）として偽変造文書鑑識のエキスパートを派遣した。リエゾン・オフィサーは、ICEチームのメンバーとしてバンコク国際空港で任務に就き、不法な出入国や偽変造渡航文書使用の防止に貢献するとともに、タイの入国審査官、航空会社職員等への研修も行った。タイから来日する人身取引被害者のほとんどが、なりすましや偽変造文書の使用により我が国へ不法に入国している事実を考慮すれば、人身取引の防止に非常に効果的であった。同派遣は、2005年度に91日間派遣して以来、2010年度に180日間の派遣を行うまで、毎年行った。

イ セカンダリ審査の実施

2005年度から実施している主要空港におけるセカンダリ審査（入国目的等に疑義が持たれる外国人に対し、別室においてより慎重な審査を行うもの）により、人身取引の被害者となりうる者の効果的なモニタリングが行われ、厳格な国境管理が図られている。

ウ 偽変造文書対策の強化

人身取引被害者を入国させる手段として旅券等の偽変造文書が使用される場合が多く、入国管理局では、出入国審査時における偽変造文書対策として、全国の主要海空港には高性能の機器を配備し、また、審査ブースにも小型化、軽量化された鑑識機器を配備するとともに、東京入国管理局成田空港支局、大阪入国管理局関西空港支局、名古屋入国管理局中部空港支局及び東京入国管理局羽田空港支局にそれぞれ偽変造文書対策室を設置するなどして、偽変造旅券を行使する不法入国者を水際で阻止することに努めている。

さらに、偽変造文書対策のノウハウ及び情報が蓄積されている各偽変造文書対策室は、発見された偽変造文書に関する分析を行うとともに、入国管理局職員に対する文書鑑識研修の実施や鑑識に供する資料の作成等を行うなどして、入国管理局職員の鑑識技術の向上及び偽変造文書鑑識体制の強化を図りつつ、厳格な入国審査を実施している。

エ 空港の直行通過区域（トランジット・エリア）のパトロール

我が国を經由し第三国に入国を図ろうとする人身取引事案を防止するため、空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行い、航空会社と協力してブローカー等からの偽変造旅券の受け渡し等不審な動きの監視・摘発に努めている。

（２）「興行」に係る在留資格

・在留資格「興行」の許可基準を定める省令（入管法第7条第1項第2号の基準を定める省令）では、「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有すること」が要件として規定されていたところ、実際には芸能人として必要な能力を有していない者が、風俗営業店等においてホステス等として稼働し、中には客との同伴や売春を強制されるなど、人身取引の被害に遭っている者も見られた。そこで、同省令の一部が、2005年2月15日に改正され、3月15日から施行された。この改正により、外国の国などが認定した資格を有することという規定が削除され、在留資格「興行」で演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行に係る活動を行う外国人は、その従事しようとする活動について「外国の教育機関において当該活動に係る科目を2年以上の期間専攻したこと」又は「2年以上の外国における経験を有すること」が必要となった。

・加えて、在留資格「興行」の基準省令が2006年3月13日に改正され、6月1日から施行された。この改正には、招聘機関の経営者・管理者・常勤の職員に係る欠格条

項の基準、及びエンターテイナー等との契約書に基づく報酬（最低20万円）の支払い義務の厳格化等が盛り込まれている。

・外務省では、在外公館における「興行」査証の審査を厳格化した。最近の傾向として、「興行」査証に代わって、「短期滞在」査証や「日本人の配偶者等」査証で入国した被害者が増加しているため、被害者が多く発生している国に所在する在外公館においては、これらの査証の申請に対して厳格な審査を行っている。

（3）偽装結婚対策

・偽装結婚による不法入国については、稼働目的によるものが大多数を占めるが、その形態によっては人身売買に発展することも考えられる。

偽装結婚対策としては、在留資格認定証明書交付申請や査証協議に係る審査などの入国事前審査及び在留資格変更許可申請における在留資格決定時の審査と、既に本邦に入国し在留中の者に係る在留期間更新許可申請の際の審査がある。申請時に提出された資料や審査官との対面調査、また、常日頃から寄せられる偽装結婚に係る提報や業務上知り得た情報等を元に、必要であれば、申請人夫婦の居住地において実態調査を実施するなどして、婚姻同居の実態がないものについては、入国や在留を認めない処分をするなどして、厳格な対応をしている。

・警察では、偽装結婚が絡んだ人身取引事犯を検挙するなど、偽装結婚対策を行っている。また、2009年12月に策定した「人身取引対策行動計画2009」において、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りに資するため、警察及び入国管理局において、情報交換を推進し、これらの事案を認知した場合は、連携の上、積極的に取り締まり、人身取引事案の掘り起こし及び被害者の救済を図ることとしている。

（4）広報

・日本はラジオ及びウェブサイト等を通じて人身取引対策に係る情報の提供を行っている

・政府広報オンライン「お役立ち記事」2011年11月21日掲載

・ラジオ 中山秀征のジャパリズム 2012年5月26日（土）、27日（日）放送

・被害者向けリーフレットの制作（2011年度約27万4千部）（別添2）
英語、スペイン語、タガログ語、タイ語、中国語、ロシア語、韓国語、インドネシア語、台湾語

・女性に対する暴力をなくす観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、

国民一般に対し、人身取引根絶のためのポスターを作成配布するなどの広報啓発活動を実施している。（別添3）

ポスター印刷（2011年度33000部）、リーフレット印刷（2011年度53900部）

- ・「日本の人身取引対策」パンフレットの作成、配布（5000部）

（5）その他

ア 国立女性教育会館の調査

国立女性教育会館では、「人身取引の防止のための教育・啓発と連携方策に関する調査研究」（2年間：2009年度～2010年度）を実施した。

本研究では、女性関連施設を対象とした、人身取引や国際問題に関する事業についてのアンケートの実施や、活動事例等の収集等を行った。また、2年間の成果を基に、啓発用のパネル、リーフレット及びブックレットを作成し、同会館のウェブサイトに掲載している。

イ 旅行業界の取組

観光庁は、旅行者に対し、児童買春を助長しないよう指導している。日本旅行業協会、日本海外ツアーオペレーター協会及び主要旅行代理店72社は、ユニセフ等が児童の性的搾取を防止するために推進している「旅行と観光における性的搾取からの子供保護に関する行動規範」に署名している。

5. 人身取引を撲滅するための対策

（1）検挙人員及び被害者数（資料：警察庁）

年	2007	2008	2009	2010	2011	計
検挙件数	40	36	28	19	25	148
検挙人員	41	33	24	24	33	155
被害者総数	43	36	17	37	25	158
タイ	4	18	8		12	42
フィリピン	22	7	4	24	8	65
中国（台湾）		5	1		1	7
日本	1	2	2	12	4	21
中国（マカオ）		2				2
中国		1				1
中国（香港）			2			2
バングラデシュ		1				1
インドネシア	11					11

コロンビア						
韓国	5			1		6
ルーマニア						
オーストラリア						
エストニア						

・警察は、特に未成年者に対する性的な侮辱に対して、次の関係法令により厳しい取り締まりを行っている。

違反	検挙件数		検挙人員数		
	2010	2011	2010	2011	
児童福祉法違反（淫行させる行為）	319	346	290	332	
青少年保護育成条例違反（不適切な性交渉等）	1,534	1,351	1,216	1,077	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反	2,296	2,297	1,627	1,678	
	児童買春事案	954	842	701	662
	児童ポルノ事案	1,342	1,455	926	1,016

（２）厳正な科刑に向けた取組

法務省及び検察庁は人身取引事案に対し、厳正な科刑の実現に向けて取り組んできた。

我が国は、人身取引に係る犯罪者に対し、刑法上の罰則のほか、事案に応じ、児童売春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律、児童福祉法、売春防止法、職業安定法、出入国管理及び難民認定法等の関係法令を積極的に適用して厳しく処罰している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じて実施する研修において、人身取引等に関する講義を実施している。

※統計情報

警察において取り扱った2011年中の人身取引事犯の検挙人員33人に限れば、起訴されて懲役刑（罰金併科を含む。）に処せられた者が19人、起訴されて罰金刑に処せられた者が2人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が9人、家庭裁判所送致となった者が2人、検察庁に送致され

なかった者が1人となっている。

なお、懲役刑に処せられた者についての量刑は、最短で懲役1年2月、最長で懲役4年である。

6. 人身取引被害者の保護

人道的観点から、被害者を適切に保護することは非常に重要である。このため、日本政府は、被害者を保護するプロセス（人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）及び同（被害者の保護に関する措置）等）を確立し、一般的な広報同様被害者に対する情報を普及させるよう努力を行っている。

（1） 婦人相談所に保護された被害者数の推移

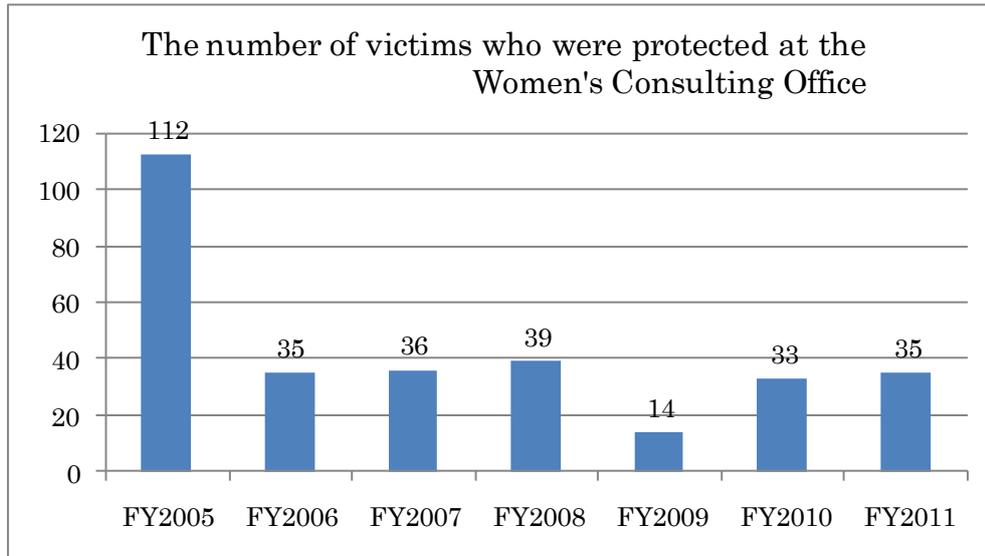
婦人相談所は、日本全国に49箇所あり、被害者が食事、医療・精神的ケア等を受けられる公的シェルターである。

日本政府は、効果的な被害者保護を実現するため、積極的な努力を続けている。

表：婦人相談所における被害者の保護人数

2005年度	112 (59フィリピン人、40インドネシア人、6台湾人、4タイ人、2中国人、1韓国人)
2006年度	35 (17インドネシア人、11フィリピン人、4タイ人、2台湾人、1韓国人)
2007年度	36 (19フィリピン人、5韓国人、5タイ人、4インドネシア人、2台湾人、1ルーマニア人)
2008年度	39 (22タイ人、11フィリピン人、3台湾人、2中国人、1バングラデシュ人)
2009年度	14 (7フィリピン人、4タイ人、2中国人、1台湾人)
2010年度	33 (25フィリピン人、4日本人、3タイ人、1韓国人)
2011年度	35 (13インドネシア人、11フィリピン人、10タイ人、1中国人)

図： 婦人相談所における被害者の保護人数



(2) 婦人相談所等における被害者保護と支援

・厚生労働省は2005年4月から、被害者保護等を行う民間シェルター等への一時保護委託を促進するため、婦人相談所（都道府県）が民間シェルター等へ一時保護委託する際に負担する費用の1/2を補助している。2011年度までに、被害者343人のうち118人が民間シェルター等へ一時保護委託された。

・婦人相談所で保護された人身取引被害者に対しては、移動費用（国内。例えば地方から東京へ。）や通訳費用の経済的支援に加え、2006年度には医療費についても支援できるようにした。また、2010年度より、婦人保護施設における人身取引被害者支援のための医療費や通訳・ケースワーカーの雇上げについて、予算措置を行っている。

(3) 被害者の在留資格の取扱

2005年に入管法を改正（特に人身取引の被害者に関する在留特別許可事由の改正等）し、被害者が保護の対象となることを明確にした。その結果、入国管理局は2010年末までの間に入管法違反にあった被害者121人に対して在留特別許可を付与した。

(4) 被害者の帰国支援

日本政府はIOMに278,152ドルを拠出（2011年度）し、被害者帰還を支援している。2012年5月31日現在、IOMは235人の被害者の出身国への帰国及び社会復帰を支援した。

フィリピン	104
インドネシア	61
タイ	49
韓国	4

中国（香港、台湾、マカオ含）	16
コロンビア	1

（５）その他

厚生労働省、法務省、警察庁は、被害者が適切に保護されるよう被害者保護の方法について、全国にある各省庁関係事務所に通知を行っている。

7. 国際協力

（１）関係国への政府代表団の派遣

・フィリピン及びタイ（２００４年９月）、コロンビア、米国（２００５年１月）、ロシア、ウクライナ、ルーマニア、仏（２００５年７月）、タイ、インドネシア（２００６年５月）、ラオス、カンボジア（２００７年１月）、オーストリア（オーストリアにおいて会議の機会を提供し、米国、タイ、インドネシア、ルーマニア、バチカンと協議）（２００８年２月）、韓国（２００９年３月）、米国（２０１０年３月）、タイ、カンボジア（２０１１年３月）、フィリピン（２０１１年１１月）に政府協議調査団を派遣し、政府関係者、国際機関、NGOと協議を行ってきている。

・人身取引問題に関する日・タイ共同タスクフォースが２００６年５月に設置され、人身取引の防止、処罰、被害者保護の３分野における日タイ間の協力を更に推進していくこととなった。これまで、人身取引対策に関する日タイ共同タスクフォース会合を３回開催し、具体的な二国間協力について協議している。なお、同タスクフォースは、２０１１年３月、被害者の保護・支援・帰国・社会復帰に係る共通運用手続（SOP）を作成した。

（２）他国政府との捜査協力

・警察庁においては、人身取引事犯の捜査過程で、現地ブローカー等、当該国での被疑者が判明した場合は、当該国の捜査機関に捜査情報を提供し、当該被疑者の検挙を依頼するなどしている。また、外国捜査機関から、人身取引事犯に関する情報提供があった場合は、適切に捜査を行い、人身取引事犯の検挙に努めている。

・警察庁では、２００４年から関係国の在京大使館、国際機関、NGO等とコンタクトポイント会議を定期的に行い、人身取引被害者の発見・保護について情報交換や意見交換を実施し、連携を強化している。

（３）国際機関等への支援

- ア 日本のイニシアティブにより国連に設置された人間の安全保障基金を通じ、
- 国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、汎米州保健機構（P

AHO) 及び国際労働機関 (ILO) がエルサルバドルにおいて実施する「ソンソナテ県3市の市民安全改善と平和的共存の推進による人間の安全保障強化プロジェクト」(約2億7,838万円、2008年)

- 国連開発計画 (UNDP)、国連人口基金 (UNFPA) 及び国際移住機関 (IOM) が欧州安全保障・協力機構と共同でモルドバ共和国において実施する「モルドバにおける人身取引および家庭内暴力の被害者の保護および能力強化の人間の安全保障強化プロジェクト」(約3億9千万円、2008年)
- 国連人道問題調整部 (UNOCHA) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連婦人開発基金 (UNIFEM)、国連児童基金 (UNICEF)、汎米保健機構 (PAHO/WHO) 国連食糧農業機関 (FAO)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 及び世界食糧計画 (WFP) がコロンビア共和国において実施する「コロンビア・ソアチャにおける脆弱なグループの人間の安全保障状況改善プロジェクト」(約2億3,948万円、2010年) を支援している。
- 国際移住機関 (IOM)、国連人口基金 (UNFPA) 及び世界保健機関 (WHO) がインドネシアで実施する「インドネシアにおける人身取引被害者の保護と能力強化」プロジェクト(約2億984万円、2011年) への支援を行っている。

イ UNODCが実施する「タイにおける人身取引被害者の芸術療法に係るプロジェクト」(総額約5.3万米ドル、2006年～2007年)、「パタヤ(タイ)における人身取引対策(人身取引及び性的搾取からの脆弱な子供の保護)に係るプロジェクト」(総額11万米ドル、2008年～2009年)及び「フィリピンにおける人身取引捜査事務手続基準促進のための警察支援プロジェクト」(総額約8万米ドル、2010年～2011年) を支援している。

ウ UNICEF を通じ、中央アジアで実施する児童の人身取引対策(約20万ドル、2006年10月) を支援している。

エ スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に関して、子どもの人身取引防止対策を含む「津波被災子供支援プラン」(約8600万ドル) を支援している。

オ ODA(草の根・人間の安全保障無償資金協力)により、ミャンマー国境付近において、「ムセ人身取引被害者シェルター(シャン州) 建設計画(人身取引被害者の保護・一時避難施設建設)」(9,939,500円、平成21年度) を支援している。

カ ODA(草の根・人間の安全保障無償資金協力)により、セルビアにおいて、「ベオグラード市人身売買被害者のためのシェルター整備計画」(3,000,600円、平成23年度) を支援している。

キ 国際移住機関 (IOM) を通じ、2010年1月から2012年5月までの間

に、アフガニスタン、ソマリア、ジブチ、ケニア、エチオピア、イエメン、タンザニア、ジンバブエにおける人身取引対策を含む総額5,346万ドルの事業を実施している。

(4) バリ・プロセス（密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域関係会議フォローアップ・プロセス）への参加及び資金援助

人身取引撲滅のための地域協力の枠組みへ参加している。2005年6月には、東京で「人身取引撲滅のための関係省庁間による行動計画策定に関する作業部会」を開催。また、我が国はバリ・プロセス・ウェブサイトの維持管理運営のために、2004年度より毎年1万ドルを拠出している。

(5) 政府主催のシンポジウム及びセミナーの開催

・「人身取引問題に関する国際シンポジウム」（2006年2月）（外務省、国立女性教育会館、国際移住機関（IOM）共催）。タイ、フィリピン、インドネシア、コロンビアからパネリストが参加し300人以上の参加者を得た。外務省では、人身取引に関する国連関係機関調整会合をUNODCと共催した。IOM、ILO、UNICEF、UNIFEM、UNDAW、UNHCRが出席し、各国際機関が協力して人身取引対策に当たっていく上での問題点、関係機関共通のデータベースの作成等の計画等につき議論された（2006年9月）。

・「出入国管理セミナー」（2010年度まで毎年度開催）（法務省入国管理局主催）。アジア域内各国（地域）の出入国管理当局及び国際移住機関（IOM）等関係機関を招き、出入国管理行政に関する意見や情報の交換を行い、その中で人身取引に関する情報交換等を行った。

以上

人身取引対策行動計画 2009

平成 21 年 12 月

犯 罪 対 策 閣 僚 会 議

序 「人身取引対策行動計画2009」の策定に当たって

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復は非常に困難だからである。

平成16年12月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下「人身取引議定書」という。）を踏まえ、国際的な組織犯罪である人身取引に対し政府一体となった総合的・包括的な対策を推進するため、「人身取引対策行動計画」（以下「旧計画」という。）を策定した。

人身取引議定書第3条は、「人身取引」の定義について、次のとおり定めている。

第3条

- (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、十八歳未満のすべての者をいう。

旧計画の策定以来5年間で、IC旅券の導入等の水際対策、在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し及び査証審査の厳格化、人身売買罪の創設、取締りの徹底、人身取引被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等の旧計画に掲げられた施策が着実に実施され、我が国の人身取引対策は大きく前進した。その結果、人身取引事犯の認知件数が減少するとともに、適切な被害者保護が図られるなど旧計画に基づく各種対策は大きな成果を上げたと言える。

しかしながら、近年、在留資格「興行」をもって入国している被害者の数が著しく減少している一方、ブローカー等が被害者を偽装結婚させるなどして就労に制限のない在留資格をもって入国させるなど、人身取引の手口はより巧妙化・潜

在化してきているとの指摘もある。

また、人身取引は、深刻な国際問題であり、我が国の人身取引対策に対する国際社会の関心も高く、より幅広い対策の推進を求める様々な指摘がなされている(注)。

このような内外からの指摘の中には、我が国の各種施策との整合性を確保しつつ、今後検討・推進すべき課題が含まれている。こうした我が国の人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、人身取引対策に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった対策を引き続き推進していくため、人身取引対策行動計画2009を策定し、人身取引の根絶を目指すこととする。

この行動計画では、旧計画と同様人身取引議定書第3条に定める「人身取引」の定義に従い、関係行政機関が更に緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係機関、国際機関及びNGOとの協力を強化して、人身取引の防止を図るとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案をより積極的に把握し、その撲滅と被害者の適切な保護を推進することとする。また、人身取引が、その定義上、人身売買だけでなく、性的搾取、強制的な労働又は役務の提供、臓器の摘出等を含む搾取の目的で人を獲得し又は輸送するなどの広範な行為をいい、外国人の女性や児童に限られない様々な被害者が存在し、社会全体で取り組むべき課題であることについて国民の意識啓発に努めるとともに、関係行政機関の適切な連携の在り方等の課題について、制度改正の必要性を含め継続的に検討を行い、対策の推進体制を改善していくこととする。

(注) 例えば、平成21年7月に国際連合の特別報告者が実施した人身取引対策に関する訪日調査の際には、「日本が多く的人身取引被害者の目的地となっている」との見解が示されるとともに、正式な報告に先立って、次の事項が緊急性の高い懸案として指摘された。これらの中には、我が国において、これまで一般的には人身取引の問題として必ずしも受け止められてこなかったものの、人身取引議定書第3条の定義を踏まえ、国際的には人身取引の問題の一部又はそれに密接に関連した課題としてとらえられているものも含まれている。

- 人身取引議定書、「国際組織犯罪防止条約」及び「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」を批准していないこと。
- 国内法に人身取引の包括的な定義がないこと。
- 被害者認定手続が不明確なため、人身取引被害者の誤認が生じかねないこと。
- 被害者認定されないケースの存在、秘密裏に利用できるサービス(精神・社会的支援)の不足、言語障壁、救済制度の不備等多様な要因により、人身取引が水面下で潜行していること。
- 人身取引被害者向けの適切な避難所のほか、言語能力等被害者に十分な援助を提供し、後に再び人身取引の犠牲にならないようにするための資源や専門的ノウハウが不足し

ていること。

- 研修生や技能実習生制度内での虐待があること。これらは本来、一部アジア諸国への技能や技術の移転という善意の目的を備えた奨励すべき制度であるにもかかわらず、人身取引に相当しかねない条件での搾取的な低賃金労働に対する需要を刺激しているケースも多く見られる。
- 法律上は可能であるものの、被害者が事実上、司法制度を通じて救済や補償を得られていないこと。
- 関係当局（警察、入国管理局及び検察庁）間で実効的な対策を調整する上で問題があること並びに裁判官を含めこれらの法執行当局者が人身取引に関する適切な研修を受けていないこと。特に、被害者の認定及び保護並びに補償を含む実効的な司法上の救済を受ける権利の行使に焦点を絞った研修が行われていないこと。
- 国による人身取引への対応と被害者支援について性による差が著しく、女性と性的搾取のみに焦点が当てられていること。この問題は重要であるものの、児童を含めて男女双方が犠牲となる他形態の人身売買も見逃してはならない。
- 予防の分野での取組が不十分であること。最新の情報通信技術等特に若者に人気のあるコミュニケーション経路を活用し、これを強化する必要がある。
- 児童ポルノや児童買春、更には「援助交際」（金銭を介したデート）への取組が不十分であること。
- 女性や女兒に対する家庭内暴力が多発していること。

I. 人身取引の実態把握の徹底

① 人身取引被害の発生状況の把握・分析

入国管理局における各種手続、警察における風俗営業等に対する立入調査や取締り、婦人相談所における人身取引被害女性の保護等の活動や在京大使館、NGO関係者、弁護士等からの情報提供を通じて、関係行政機関において、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析に努めるとともに人身取引につながり得る事案に関する情報等必要な情報の共有を推進する。

② 諸外国政府等との情報交換

人身取引被害者の送出国等への政府協議調査団の派遣等を通じて、諸外国の政府、関係機関等との情報交換に努める。また、関係省庁、在京大使館、NGO等との間で設置している人身取引事犯に係るコンタクト・ポイントを有効に活用して情報交換を図り、国内外のブローカー等の検挙に結び付ける。

II. 総合的・包括的な人身取引対策

1. 人身取引の防止

(1) 潜在的被害者の入国防止

① 査証審査体制の強化

偽装結婚、なりすまし等巧妙な手口による査証申請の増加及び国籍法改正に伴って日本国籍を取得した未成年者に同伴して来日する母親、日本国籍を取得するために来日する親子等からの査証申請の増加に対処するため、特にフィリピンやタイに所在する在外公館の査証官の定員を増強し、個別面接でのよりきめ細かい事情聴取を行い、人身取引被害の防止に努める。

② 査証広域ネットワーク（査証WAN）の整備強化

水際対策の一環として、在外公館での疑わしい査証申請に関する情報の即時共有化を図り、人身取引の防止に役立てるため、外務本省と在外公館及び関係省庁との間で構築を進めている情報通信ネットワーク（査証WAN）について、引き続きネットワークの拡充を図る。

③ 出入国管理の強化

入国管理局が運用している人身取引データベース等を活用するなどして、空海港において、厳格な上陸審査を実施するとともに、不法入国等の防止に資するため、不法入国者が数多く出発している外国の空港にリエゾン・オフ

イサー（連絡渉外官）として偽変造文書鑑識のエキスパートを派遣する。また、我が国を經由して第三国に入国を図ろうとする人身取引被害事案を防止するため、空港における直行通過区域（トランジットエリア）におけるパトロール活動を徹底し、航空会社と協力して、ブローカー等からの偽変造旅券の受け渡し等不審な動きの監視・摘発に努める。

④ 偽変造文書対策の強化

人身取引被害者を入国させる手段として旅券等の偽変造文書が使用されないようにするため、出入国者の大多数を占める成田・関西・中部の各空港に設置している偽変造文書対策室において、偽変造文書の鑑識を厳格に実施するとともに、偽変造鑑識機器を設置した空海港の職員に対する研修等を実施し、鑑識機器の有効活用に努める。

⑤ 次世代 I C 旅券発給に向けた検討

我が国の旅券が人身取引の手段として使用されないようにするため、なりすましによる旅券の不正取得や偽変造を含めた旅券の不正行使事案への対策を強化する方法として第二バイオメトリクスを搭載した次世代 I C 旅券の導入を検討する。

(2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止

① 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止

厳格な在留管理により、偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止を図る。特に、偽装結婚を手段とする人身取引事犯の増加が懸念されることから、「日本人の配偶者等」の在留資格で入国後、摘発等のあった風俗営業店等で稼働し、偽装滞在が疑われる外国人の婚姻実態を追跡調査して、偽装結婚事犯を取り締まる。また、偽装結婚を始めとする偽装滞在事案及び不法滞在事案並びにこれらの事案に関与するブローカー等の取締りに資するため、警察及び入国管理局において、情報交換を推進し、これらの事案を認知した場合には、連携の上、積極的に取り締まり、人身取引事案の掘り起こし及び被害者の救済を図る。さらに、入国管理局における在留資格認定証明書の交付審査及び在外公館における査証審査の実施に当たっては、入国管理局と在外公館の連携を強化する。

② 不法就労対策を通じた人身取引の防止

依然として、不法就労を強制されている人身取引被害者が少なくないことを踏まえ、警察、入国管理局、労働基準監督署等関係行政機関の連携を強化し、

不法就労事案の取締りに資する情報交換を積極的に行うとともに、人身取引等の被害者を不法就労させる悪質な雇用主、ブローカー等を認知した場合には、警察において、入国管理局、労働基準監督署等関係行政機関の協力を得て、積極的に取り締まることにより、人身取引事案の掘り起こし及び被害者の救済を図る。特に、風俗営業、性風俗関連特殊営業等に不法就労させられている人身取引被害者が少なくないことから、これらの営業に係る不法就労事案の取締りを強化する。また、国民の不法就労防止に関する意識を高めるため、「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて毎年6月に実施している「不法就労外国人対策キャンペーン」等、不法就労防止のための啓発活動を行う。

2. 人身取引の撲滅

(1) 取締りの徹底

① 人身取引事犯の取締りの徹底

警察、入国管理局、海上保安庁等において、各種法令違反の摘発や匿名通報ダイヤルの運用等の各種活動を通じて人身取引事犯の早期発見に努め、徹底的に取り締まる。その際、人身取引事犯の背後に潜在する犯罪組織の解明を視野に入れ、警察、海上保安庁等において、関係行政機関と緊密な連携・協力を図り、人身売買罪、入管法違反、風営適正化法違反、労働基準法違反その他人身取引に関連する行為を処罰する現行の罰則を積極的に適用し、犯罪収益の剥奪を含め、人身取引加害者に対する厳正な科刑の実現に努める。

② 売春事犯等の取締りの徹底

売春による搾取等の性的搾取を目的とした人身取引事案が多く発生していることから、風俗営業店等を装った店舗型売春事犯、デリヘルを装った派遣型売春事犯等の売春事犯及び風俗関係事犯の取締りを通じて人身取引事案の掘り起こしに努めるとともに、人身取引加害者に対する厳正な科刑の実現に努める。

③ 児童の性的搾取に対する厳正な対応

児童に対する性的搾取について、「ゼロ・トレランス（不寛容）」の観点から対処することとし、児童買春・児童ポルノ事犯に対しては、国外犯規定の適用を含め、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等により徹底的に取り締まるとともに、より一層厳正な科刑の実現に努める。また、児童ポルノ等の排除に向けた取組を強化する。

④ 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底

風営適正化法、入管法、労働基準法等関係法令の履行確保を図るとともに、警察、入国管理局、労働基準監督署、海上保安庁等の関係行政機関において、性的搾取、労働搾取等を目的とする人身取引に該当する可能性がある事案についての認識を共有し、そのような事案を認知した場合は、警察において、入国管理局、労働基準監督署、海上保安庁等の関係行政機関と緊密な連携・協力を図り、悪質な雇用主、ブローカー等の検挙を念頭に置き、人身取引事犯の取締りに当たる。

(2) 国境を越えた犯罪の取締り

① 外国関係機関との連携強化

I C P O（国際刑事警察機構）を通じて、人身取引被害者の送出国や日本人による児童買春等が行われている疑いのある諸外国の捜査機関との間で人身取引事案及び児童買春・児童ポルノ事案に関する情報交換を必要に応じ実施する。また、人身取引被害者の送出国との間で、二国間の協議等（特に被害者が多い日比領事当局間協議、日タイ領事当局間協議及び日タイ共同タスクフォース）を通じて、人身取引事犯に関係した外国旅券・査証等の情報を交換し、人身取引の防止に向けた対策を講ずる。

② 国際捜査共助の充実化

外国当局が、当該国で児童買春・児童ポルノ事犯等の人身取引事犯に関与した日本人を訴追するに当たり、児童の権利に関する条約選択議定書において規定されている犯罪について我が国で双罰性が認められることも踏まえ、国際礼让又は刑事共助条約等の関連する国際約束に基づいて我が国に捜査共助を要請してきた場合には、国際捜査共助法等の国内関連法に基づく積極的な共助を実施する。特に、共助件数の多い国との間については、刑事共助に関する条約の締結の可能性について検討する。

3. 人身取引被害者の保護

(1) 被害者の認知

① 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知

チラシ、リーフレット等を作成し、人身取引被害者の目に触れやすい場所で配布し、また、法務省のホームページ英語版に、人身取引に関する情報を掲載するなど、被害を受けていることを自覚していない又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者への被害者保護施策の周知に努める。また、婦人相談所が国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談・保護に応ずる機関であることについて、潜在的な被害者が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県に

おける広報・周知を促進する。

② 各種窓口における対応

人身取引の被害者を含む幅広い外国人の人権侵害、生活上のトラブルへの対応をも通じて、潜在的な人身取引被害者の認知及び保護を推進するため、警察、入国管理局、法務局、婦人相談所、児童相談所、労働基準監督署、外務本省、市区町村等の各種窓口や外国人総合相談窓口において、人身取引被害者やその関係者から相談や保護要請があった場合には積極的かつ適切な対応がなされるよう、関係機関相互の連携を図る。また、相談者等が人身取引被害の申告を躊躇することのないように、関係行政機関において、例えば、相談者等が外国人である場合にはその母国語を解する者が対応し、相談者等が女性である場合には女性が対応することにより、相談者等が相談しやすい状況をつくり、被害者の認知・把握に努める。さらに、相談窓口を設けているNGOの連絡先やコンタクト・ポイントの周知を図るなど、NGOとの連携・情報交換を推進する。あわせて、被害者の被害申告をより容易にするための多言語ホットラインの運用又は運用の支援について検討する。

③ 取締り過程における被害者の発見

警察、入国管理局、労働基準監督署等において、不法入国・不法残留事犯、風俗関係事犯、売春事犯、児童買春・児童ポルノ事犯等又は外国人に係る労働基準法等違反事案を取り扱う際には、人身取引被害者が潜在している可能性があることを考慮した上、被害者が警戒心や不安感から人身取引被害の申告を躊躇することのないように、例えば、当事者が外国人である場合にはその母国語を解する者が対応し、当事者が女性である場合には女性が対応することにより、被害者が被害を申告しやすい状況をつくり、人身取引事犯の早期発見に努める。また、性的搾取を受けている人身取引被害者が、その実態を売買春等の相手方に話す可能性もあることから、売買春事犯等の捜査において売買春等の相手方から事情聴取する場合には、潜在的被害者の発見を念頭に置いた事情聴取を行い、情報の入手に努める。

④ 新たに明らかになった被害者への対応

各種窓口や取締り過程において人身取引被害者を発見した場合であって、保護した被害者及び関係者からの情報を基に他の被害者の存在が明らかになったときには、関係行政機関が協力し速やかに対応する。

(2) 被害者保護の徹底

① 被害者の保護

関係行政機関において人身取引被害者を認知した際には、被害者が悪質な雇用主、ブローカー等から危害を加えられるおそれが強いこと等を踏まえ、必要に応じて警察や入国管理局への通報を行うほか、相互に連携して適切な保護措置を講ずる。

② 被害者の安全確保

被害者からの事情聴取その他の刑事手続においては、被害者の安全確保、二次的被害の防止・軽減等を図るため、被害者からの相談への対応及び事情聴取場所の配慮、被害者支援員等による法廷への付添い、被害者等通知制度による情報の提供等を行うとともに、公判手続における遮蔽措置、ビデオリンク方式による証人尋問等人身取引被害者の立場や心情に配慮した手続が実現されるように努める。

③ 被害者としての立場への配慮

警察、入国管理局等において、相談・各種手続、取締り等の過程で人身取引被害者であることが判明した被害者に対して、被害者保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、可能な範囲で今後の捜査について説明を行う。また、捜査機関において、人身取引被害者が犯した犯罪が人身取引被害の一環として同取引に付随して行われたものである場合には、以後の捜査の状況を勧告しつつ、被害者としての立場に十分配慮した措置に努める。

④ 被害者の法的地位の安定

被害者の保護を優先する観点から、人身取引被害者に対しては、被害者の立場を十分考慮しながら、被害者の希望等を踏まえ、被害者が正規在留者である場合には、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法在留等の入管法違反状態にある場合には、在留特別許可を行って、被害者の法的地位の安定を図る。

(3) シェルターの提供と支援

① 婦人相談所等における保護、援助等の実施

婦人相談所において、警察、入国管理局等の関係行政機関、在京大使館、IOM（国際移住機関）及びNGOとの連携確保に努め、国籍、年齢を問わ

ず、人身取引被害女性の一時保護を行い、被害女性に対する衣食住の提供、居室や入浴への配慮、食事への配慮、夜間警備体制の整備のほか、被害者の状況に応じ保護中の支援の充実を図る。なお、被害者が児童である場合には、必要に応じて、児童相談所と連携して適切な保護措置を講ずる。また、所在地が秘匿されていること、被害者の母国語を解する職員がいること等から、より適切な保護が見込まれる場合には、民間シェルター等への一時保護委託を実施する。

② 婦人相談所における母国語による通訳サービス

婦人相談所において、人身取引被害者を保護及び支援するに当たっては、通訳雇上費の活用により、必要な通訳を確保するとともに、専門通訳者養成研修事業の実施による通訳の養成に努め、被害者の母国語による支援の充実を図る。

③ 婦人相談所等におけるカウンセリング、医療ケア等の実施

婦人相談所に配置されている心理判定員及び一時保護所に配置されている心理療法担当職員による人身取引被害者のカウンセリングを実施するとともに、関係行政機関と連携しながら、婦人相談所に配置されている相談指導員等による被害者の意向を踏まえた相談活動を実施する。また、無料低額診療事業の利用又は医療費の補助の活用により、必要な医療ケアを提供する。なお、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて、児童心理司等による面接、医師による診断等を行うとともに、高度の専門性が要求される場合は、専門医療機関と連携するなど、心理的ケアや精神的な治療を行う。

④ 被害者に対する法的援助に関する周知等

人身取引被害者が、加害者に対して損害賠償請求を行うに当たっては、当該被害者が我が国に住所を有し、適法に在留している場合であって、収入等の一定の要件を満たすときには、総合法律支援法に基づく日本司法支援センターの民事法律扶助が活用可能であること及び刑事訴訟において被害者参加制度を利用するに当たっては、収入等の一定の要件を満たす場合には、同センターを経由して国選被害者参加弁護士の選定を請求することが可能であることについて周知を図る。また、婦人相談所において、被害者支援の一環として、被害女性に対する無料法律相談及び利用可能な法的制度に関する情報提供、婦人相談所の職員に対する助言並びに関係者との調整を、必要に応じて弁護士等により、行うなど可能な法的援助を実施する。

(4) 被害者保護施策の更なる充実

① 中長期的な保護施策に関する検討等

我が国への滞在が中長期化している人身取引被害者について、滞在に伴う負担を軽減するため、婦人相談所等における保護及び支援体制の整備並びに婦人相談所等と捜査機関との連携について検討するとともに、滞在が中長期化する事情等について検証し、必要な保護施策について検討する。また、帰国することのできない被害者については、本人の意思を尊重しつつ、その理由や、会話のできる言語等を考慮し、関係行政機関が連携して必要な支援を行うよう努めるとともに、個別の事情を総合的に勘案した上、必要に応じて就労可能な在留資格を認める。さらに、我が国で就労可能な在留資格が認められた被害者については、就労の希望等を勘案し、必要に応じて就労支援を行うように努める。

② 男性被害者等の保護施策に関する検討

外国人に係る雇用関係事犯等を端緒とする人身取引事案においては、男性被害者等を認知する可能性があり、女性の保護を専門にしている婦人相談所では対応できないことから、男性被害者等の保護施策について検討する。

(5) 帰国支援の推進

① 被害者の円滑な帰国に向けた環境整備

婦人相談所、警察、入国管理局等の関係行政機関間の更なる連携強化を図るとともに、IOM、民間シェルター等との緊密な連携・協力を確保し、人身取引被害者の出身国大使館と緊密な連絡・調整を図るなど、人身取引被害者の円滑な帰国に向けた環境整備に努める。

② 帰国用渡航文書の速やかな発給のための関係各国との情報交換

人身取引被害者に対する速やかな保護のため、帰国を希望する人身取引被害者に対して当該国大使館等から帰国用渡航文書が速やかに発給されるよう関係各国との情報交換を推進する。

③ 帰国支援等の充実

IOMを通じて行っている人身取引被害者に対する帰国支援について、支援体制を一層充実させるとともに、被害者の出身国政府等と協力の上、被害者の地元コミュニティへの再統合、再被害の防止のための情報収集等総合的な支援策を講ずる。

④ 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

被害者の帰国に当たっては、再被害を防止し、被害者の出身国政府、IOM等と協力の上、帰国後の受入先の安全確認を実施し、本人の状況に応じて人道的観点から適切な措置を講ずる。

4. 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

(1) 国際的取組への参画

① 人身取引議定書の締結

2005年6月に国会の承認を得た「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」について、同議定書を実施するための国内法整備が完了していることから、同条約締結後速やかに同議定書を締結する。また、国際連合等における人身取引対策に関するその他の取組に対しても積極的に協力する。

② 外国の関係機関等との情報共有等

外国の関係機関等との情報共有等のため、次の取組を推進する。

- ・ 東南アジアを中心とした諸外国等の捜査機関、国内外のNGO等を招いて警察庁が開催している「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー」において、東南アジアにおける国外犯に関する捜査協力の拡充・強化を図る。
- ・ 東南アジア諸国の入国管理当局、IOM等関係機関を招いて法務省入国管理局が開催している「出入国管理セミナー」において、情報交換及び意見交換を行い、その中で人身取引に係る情報の共有を図る。
- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所における各種研修等を通じて、途上国における捜査協力に関する能力向上を図るとともに、各国の捜査官等の交流の強化を図る。
- ・ アジア・太平洋地域における人身取引対策に関する情報共有の更なる推進のため、バリ・プロセス（密入国・人身取引及び関連の国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議フォローアップ・プロセス）に積極的に対応する。
- ・ 人身取引被害者の送出国との間で、適切な情報交換等を可能とする二国間協力・情報交換の枠組みの構築について検討する。

③ 国際的な支援

我が国における人身取引被害者の出身国となる可能性の高い東南アジアを中心とした途上国における教育の普及、被害者ケア、職業能力の強化、法執

行力の強化等を図るためODAによる協力を推進するほか、国際協力の手段を活用し、人身取引の背景の一つである貧困の削減に取り組むとともに、各国における人身取引の防止と被害者の支援に資する協力を実現する。

(2) 国民等の理解と協力の確保

① 総合的な啓発・広報活動

人身取引について社会的な啓発を図り、人身取引撲滅を推進するため、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、人身取引を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体を始め広く関係団体と連携して広報啓発を実施するほか、関係行政機関が協調して、人身取引が決して許されない悪質な犯罪であり、人身取引の目的となる搾取には性的搾取のほか労働搾取等が含まれることや、人身取引に対する政府の取組等について、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載、在外公館を通じた人身取引被害者の送出国に対する広報等を通じて積極的に広報することにより、国民等の意識啓発と協力の確保に努める。

② 人権啓発冊子の作成及び配布

法務省の人権擁護機関において、我が国の人身取引対策に関する記載を含む人権啓発冊子を作成・配布するとともに、「外国人の人権を尊重しよう」、「人身取引をなくそう」等を啓発活動の年間強調事項と定め、全国の法務局及び地方法務局において講演会・研修会等の啓発活動を実施する。

③ 学校教育等における取組

学校教育・社会教育等において、発達段階・生涯の各時期に応じ、人権尊重の意識を高める教育を充実するとともに、学校教育活動全体を通じて、性に関する科学的知識や生命を尊重する態度、自ら考え判断する能力を身に付け、望ましい行動をとれるように指導することにより、売買春防止のための啓発を図る。その一環として、少年非行防止教室等における広報活動を通じて、売買春の被害防止等に関する少年の規範意識を醸成するための教育・啓発を行う。あわせて、独立行政法人国立女性教育会館において、売買春防止を図る観点から人身取引の防止のための教育・啓発と連携方策に関する調査研究を行う。

④ 人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等

人身取引の目的となる搾取には性的搾取のほか労働搾取等が含まれること及び雇用者等が意識せず人身取引に類する行為を行う場合が散見されること

を踏まえ、雇用者等への重点的な広報啓発活動等により、人身取引に関連する意識の向上、人身取引に関連する行為を規制する法令（刑法、入管法、売春防止法、風営適正化法、職業安定法、労働基準法、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法等）の理解・遵守を促し、人身取引への加担を防止するように努める。

⑤ 性的搾取の需要側への啓発

人身取引被害者の多くが売春等による性的搾取を受けていること等について広報を行うなどにより、性的搾取の需要側への啓発を推進する。また、海外旅行者による渡航先における児童買春等の行為について、同行為が我が国の法令に照らして違法であることに加え、当該国における人身取引を助長することから、我が国の旅行会社、パスポートセンター等における、海外旅行者に対する児童買春等の防止のためのポスターの掲示及びリーフレットの配布を通じて、潜在的な性的搾取の需要側への啓発を推進する。

(3) 人身取引対策の推進体制の強化

① 関係行政機関職員の知識・意識の向上

巧妙化・潜在化する人身取引事犯に的確に対処し、人身取引被害者を適切に保護するため、各関係行政機関において、関係職員に対する人身取引被害者の認知、保護、支援等の方法に係る専門的かつ実践的な研修等の実施を通じて、人身取引対策を推進する上で必要な知識・技能の習得及び意識の向上を図る。

② 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進

人身取引の定義及び最近の情勢を踏まえつつ、関係省庁が連携して、被害者の認知から保護・帰国支援に至る一連の手續等や関係行政機関の連携の在り方を検証し、人身取引事案の取扱方法について体系的な整理を行う。また、人身取引事案に係る関係省庁横断的な情報共有及び統計の充実を図るとともに、事例の蓄積を行い、人身取引被害者の特定や人身取引事案の適切な取扱方法と合わせて、関係省庁間、国と地方の間及び地方の関係行政機関間で情報交換を行う枠組みについて検討する。あわせて、人身取引対策に係る政策の企画・立案・調整を一元的に担当する部局を設置する必要性について検討する。

③ NGO、IOM等との連携確保

関係省庁及びNGOの連絡会議を引き続き定期的で開催するとともに、NGO、IOM等と適切な連携を図り、官民一体となった人身取引対策を推進する。

④ 外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携

関係省庁において、人身取引対策を推進する際には、政府全体における外国人施策との整合性を確保するなど各種外国人施策の推進・検討のための枠組みとの必要な連携・協力を図る。

⑤ 犯罪被害者等施策の推進・検討のための枠組みとの連携

関係省庁において、人身取引被害者の保護のための各種施策を推進する際には、政府全体における犯罪被害者等施策の推進の観点から、犯罪被害者等基本計画との整合性を確保するなど犯罪被害者等施策の推進・検討のための枠組みとの必要な連携・協力を図る。

⑥ 人身取引対策の効果的かつ継続的な推進と行動計画の見直し

政府が一体となって人身取引対策を効果的かつ継続的に推進するため、各施策の進捗状況を定期的に検証するとともに、人身取引に係る最新の情勢の把握に努め、人身取引の手口の変化等に対応して、随時必要な施策を検討・推進し、あわせて、必要に応じて行動計画の見直しを行う。

IKAW BA AY PWERSAHANG NAPASAMA SA PROSTITUTION O PINAG-TRABAHO SA HINDI KANAIS-NAIS NA SITWASYON O KUNDISYON?
POLICE / IMMIGRATION BUREAU / WOMEN SUPPORT CENTER / NGO
...AY NAKALAANG MAGBIGAY NG PROTEKSYON SA MGA BIKTIMA NG HUMAN TRAFFICKING.
TUMAWAG SA MGA NUMERONG NASA IBABA O IPAKITA ANG PAHINANG MAY MARKANG *★* AT HUMINGI NG TULONG.

1. POLICE 110
2. IMMIGRATION OFFICES: 0570-013904
SAPPORO 011-261-7502
SENDAI 022-256-6076
TOKYO 03-5796-7112
NAGOYA 052-559-2150
OSAKA 06-4703-2100
HIROSHIMA 082-221-4411
TAKAMATSU 087-822-5852
FUKUOKA 092-623-2400
3. NGO HUMAN TRAFFICKING WOMEN SUPPORT CENTER
(Monday-Friday / AM10:00-PM5:00)
03-3368-8855, 045-914-7008
4. PHILIPPINE EMBASSY
(03)5562-1600

LA TRAJERON A JAPON PARA PROSTITUCION O TRABAJOS FORZADOS?

LA POLICIA, LA INMIGRACION, LAS OFICINAS DE CONSULTAS PARA MUJERES Y LAS ONG'S, LA PROTEJERAN DEL TRAFICO DE PERSONAS.

NO LE DE PENA NI MIEDO, LLAME A ESTOS TELEFONOS O MUESTRE ESTA PAGINA A CUALQUIER PERSONA PARA QUE LE AYUDE Y LA PROTEJA.

- ① POLICIA 110
- ② INMIGRACION : 0570-013904
SAPPORO : 011-261-7502
SENDAI : 022-256-6076
TOKYO : 03-5796-7112
NAGOYA : 052-559-2150
OSAKA : 06-4703-2100
HIROSHIMA : 082-221-4411
TAKAMATSU : 087-822-5852
FUKUOKA : 092-623-2400
- ③ ONG CENTRO DE CONSULTAS (DE LUNES A VIERNES) AM10 ~ PM5
03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ EMBAJADA DE COLOMBIA
03-3440-6492



このリーフレットを受け取った方へ

このリーフレットを示した女性は人身取引等の被害に遭っている可能性があります。警察等への連絡をお願いします。

(連絡先は裏面に記載してあります)

企画製作：警察庁
企画協力：内閣府 内閣府 法務省 外務省
厚生労働省 女性の家HELIP
女性の家サーラー アジア財団
関係各国大使館等
製作協力：社会安全研究財団

HELP!

ช่วยด้วยค่ะ!

Saklolo!

PELAYANAN BANTUAN!

请救救我!

도와주세요!

Socorro!

СПАСИТЕ!

救救我!

你是不是被带来日本，被强迫卖淫或者做苦工的?

警察、入国管理局、女性咨询处、非政府组织 (NGO) 等部门保护人口贩卖活动的受害者。

请放心拨打以下电话，或者请人看本宣传册 (带★标志的页)，帮助你通报。

- ① 警察 110
- ② 入国管理局 0570-013904
札幌 011-261-7502
仙台 022-256-6076
東京 03-5796-7112
名古屋 052-559-2150
大阪 06-4703-2100
広島 082-221-4411
高松 087-822-5852
福岡 092-623-2400
- ③ NGO 人身取引女性相談センター (NGO 贩卖人口救济处)
注：平日 早上 10 点到下午 5 点为止
03-3368-8855 045-914-7008
- ④ 中华人民共和国大使馆
03-3403-3388

ถ้าคุณถูกหลอกพามาญี่ปุ่น และบังคับให้ทำงานค้าประเวณี หรือทำงานหนักเกินกว่ากฎหมายแรงงานกำหนด เราช่วยคุณได้
กรุณาโทรมาปรึกษาที่สถานสำรวจ ค.ม. ศูนย์สตรี และ NGO หรือถือหนังสือเล่มนี้ไปขอความช่วยเหลือโดยให้เขาสอบหาที่มีเครื่องหมาย★

- ① สถานสำรวจ 110
- ② ค.ม. : 0570-013904
ศูนย์สตรี : 011-261-7502
เซเนโตะ : 022-256-6076
โตเกียว : 03-5796-7112
นาโงยะ : 052-559-2150
โอซากะ : 06-4703-2100
ฮิโรชิมะ : 082-221-4411
ทาคามัตสึ : 087-822-5852
ฟูกูโอกะ : 092-623-2400
- ③ NGO หรือศูนย์ให้คำปรึกษาเรื่องเกี่ยวกับการค้ามนุษย์ (จันทร์-ศุกร์ AM10:00-PM5:00)
03-3368-8855, 045-914-7008
- ④ สถานทูตไทย
03-3222-4121(260/270)
090-4435-7812

あなたは、日本に連れてこれられ売春や過酷な労働を強要されていませんか。
警察、入国管理局、婦人相談所、NGO等はこのような人身取引の被害者を守ります。
安心して下記の番号に電話をするか、このリーフレット(★印のページ)を誰かに見せて助けを求めてください。

① 警察 110

② 入国管理局: 0570-013904

札幌: 011-261-7502
仙台: 022-256-6076
東京: 03-5796-7112
名古屋: 052-559-2150
大阪: 06-4703-2100
広島: 082-221-4411
高松: 087-822-5852
福岡: 092-623-2400

③ NGO 人身取引女性相談センター

(月~金 AM10 ~ PM5)
03-3368-8855, 045-914-7008

④ 関係各国大使館等連絡先
各業の欄下段に記載しています

「你是否被帶來日本強迫賣春或工作？」

警察、入國管理局、婦人相談所、NGO等、均可保護此類人口販賣被害人。

請安心撥打以下電話或向人提示本手冊(圖開★記號頁)、請求協助。」

① 警察 110

② 入国管理局: 0570-013904

札幌: 011-261-7502
仙台: 022-256-6076
東京: 03-5796-7112
名古屋: 052-559-2150
大阪: 06-4703-2100
広島: 082-221-4411
高松: 087-822-5852
福岡: 092-623-2400

③ NGO 人身取引女性相談センター

(月~金 AM10 ~ PM5)
03-3368-8855, 045-914-7008

④ 台北駐日經濟文化代表處
03-3280-7806

당신은 일본에 끌려와서 매춘 또는 가혹한 노동을 강요당하고 있지 않습니까?

경찰, 입국관리국, 여성상담소, NGO 등에서는 이러한 인신매매의 피해자를 보호합니다. 안심하고 아래의 번호로 전화할거나, 이 리플렛(별표 페이지)을 누군가에게 보이고 도움을 청하시기 바랍니다.

① 경찰 110

② 입국관리국: 0570-013904

삿포로: 011-261-7502
센다이: 022-256-6076
도쿄: 03-5796-7112
나고야: 052-559-2150
오사카: 06-4703-2100
히로시마: 082-221-4411
타카마츠: 087-822-5852
후쿠오카: 092-623-2400

③ NGO인신매매여성상담센터

(월~금 오전 10시~오후 5시)
03-3368-8855, 045-914-7008

④ 한국 대사관 연락처
03-3452-7611~9

Если Вас заставляют заниматься проституцией или принудительным трудом, то знайте, что в Японии защитой Ваших прав как жертвы торговли людьми занимается японская полиция, иммиграционная служба, а также центры оказания помощи женщинам и прочие негосударственные организации. Смело звоните по указанным ниже телефонам либо покажите кому-нибудь отмеченную звездочкой ★ страничку настоящего буклета, и Вам будет оказана помощь.

1. Полиция - 110

2. Иммиграционная служба: - 0570-013904

Саппоро - 011-261-7502
Сэндай - 022-256-6076
Токио - 03-5796-7112
Нагоя - 052-559-2150
Осака - 06-4703-2100
Хиросима - 082-221-4411
Такамацу - 087-822-5852
Фукуока - 092-623-2400

3. Центр оказания помощи женщинам, ставшим жертвами торговли людьми (негосударственная организация, понедельник-пятница, 10.00-17.00)

- 03-3368-8855, 045-914-7008

4. Посольство России

- 03-3583-4224, 03-3583-5982

Apakah Anda dipaksa untuk melakukan pelacuran atau kerja paksa yang tidak berperikemanusiaan. Kalau memang benar, Kantor Polisi, Imigrasi, Kantor Konsultasi Wanita, atau NGO akan melindungi Anda dari penderitaan perdagangan manusia tersebut. Jangan ragu untuk menghubungi nomor telepon di bawah ini, atau dengan memperlihatkan brosur yang bertanda bintang ★ kepada orang lain untuk membantu menghubungi kantor tersebut. Adapun nomor telepon penting tersebut:

① Kantor Polisi 110

② Kantor Imigrasi di: 0570-013904

Sapporo: 011-261-7502
Sendai: 022-256-6076
Tokyo: 03-5796-7112
Nagoya: 052-559-2150
Osaka: 06-4703-2100
Hiroshima: 082-221-4411
Takamatsu: 087-822-5852
Fukuoka: 092-623-2400

③ NGO-Pusat Konsultasi Perdagangan

Wanita dan Manusia
(Buka dan hari Senin s/d Jumat)
Pkl.10.00-17.00
03-3368-8855, 045-914-7008

④ Nomor Telepon Kedutaan Besar Republik Indonesia

Tokyo 03-3441-4201 pesawat 214
Nomor Telepon Konsulat Jenderal Republik Indonesia
Osaka 06-6252-9624 s/d 9628

Were you brought to Japan and tricked into prostitution/the sex industry or forced labor?

The Police, the Regional Immigration Bureau, the Women's Consulting Offices, NGOs and other organizations will protect these trafficking victims. Please don't be afraid to call one of the following phone numbers or show the page marked with ★ to someone to seek help.

① The Police 110

② The Regional Immigration Bureau: 0570-013904

Sapporo: 011-261-7502
Sendai: 022-256-6076
Tokyo: 03-5796-7112
Nagoya: 052-559-2150
Osaka: 06-4703-2100
Hiroshima: 082-221-4411
Takamatsu: 087-822-5852
Fukuoka: 092-623-2400

③ The Counseling Center for Women-Anti Trafficking Project (NGO)

(Monday - Friday, 10 a.m.-5 p.m.)
03-3368-8855, 045-914-7008

④ Contact information on related Embassies in Japan (See other pages)

それは、日本で実際に起きている。

**STOP
人身取引**

よその国の話ではありません。

- 売春や強制的な労働等により人を搾取することを目的とする人身取引は、被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらします。
- 買春は人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視する行為であり、決して許されません。
- 人身取引と児童買春は、国の内外を問わず処罰の対象です。

**被害者らしい人を見かけたり、被害者が助けを求めてきたら、
最寄りの警察署や入国管理局に連絡してください。**



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/>

内閣官房 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁

HELP!
 ช่วยด้วยค่ะ!
Saklolo!
 PELAYANAN BANTUAN!
 請救教我!
 도와주세요!
 Socorro!
 СПАСИТЕ!
 救教我!

このリーフレットを示した人は、人身取引等の被害に遭っている可能性があります。警察等への連絡をお願いします。

2011年8月22日付け首都圏移住労働者ユニオンの意見書 (第29号条約関係)に関する日本政府見解

2011年8月22日付首都圏移住労働者ユニオンからのILO条約勧告適用専門家委員会への意見書について、日本政府は以下のとおり見解を提出する。

1. 序

日本政府は、2011年9月1日付ILO事務局からの書簡により、2011年8月22日付首都圏移住労働者ユニオン意見書を受領した。首都圏移住労働者ユニオンは、2010年7月に改正技能実習制度が施行されたが、その後もILO第29号条約に違反すると主張している。

日本政府は、技能実習制度の仕組みにおいて強制労働は明確に禁止されていることを指摘したい。技能実習制度については、入国管理局、第三者機関の公益財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）等の関係機関が不適正な事案が生じないように監視を行うとともに、技能実習制度の運営状況の把握に努めている。また、労働基準監督機関においては、技能実習生を使用する事業主に対し、積極的に監督指導等を実施しており、労働基準法第5条（強制労働の禁止）違反を確認した場合には厳正に対処することとしている。

以下においては、技能実習制度の適切な実施の確保のための取組に関し、委員会に情報提供を行う。

2. 「強制送還の脅威」について

首都圏移住労働者ユニオンは、2010年7月に施行された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下、「改正入管法」という。）により、技能実習生から保証金、雇用契約不履行に係る違約金を送出国等が徴収することが禁止されたことを踏まえ、今後、多くの送出国は、多額の利益を得るため、日本語講習の実施等の「何らかの他の方法」を模索するであろうと主張している。そして、その理由として、送出国の多くが利益追求型の就職仲介業者であるためとしている。また、これら保証金又は違約金の徴収以外の方法により、技能実習生は未だに長時間労働を強いられており、多額の金額を送出国に対して支払い続けている。さらに、受入機関や雇用主が技能実習生を脅迫しているとしている。

技能実習制度は労働力の受入れではなく、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展に資する、国際協力を目的とする制度である。しかし、従前、一部の受入れ関係機関において制度の趣旨を十分に理解せず、研修生か

ら保証金や違約金を要求する等、不当な利益を得るべく不正行為を行う悪質な送出機関や受入機関が存在していた。このため、2010年7月に施行された改正入管法により、技能実習生の保護の強化を図ったものである。

すなわち実務研修を行う場合には、原則、入国1年目から雇用契約に基づいて技能等習得活動を行うことを義務付け、労働関連法令上の保護を受けられるようにした。また、送出機関や受入機関による高額な保証金や違約金の徴収を禁止した。技能実習生に対する暴力行為や、パスポートの取上げ、賃金不払い等の重大な人権侵害行為については、不正行為を行った機関への研修生・技能実習生の受入れを認めない期間を3年から5年に延長し、不正なあっせん行為を行った外国人を退去強制できるようにした等、不正行為に対して厳正に対応を行っているものである。

御指摘のように、送出機関が利益追求のため、技能実習生に対し何らかの不正を行ったことが確認されれば、その内容に応じて厳正に対応していくこととしている。

3. 「技能実習生が、雇用主を変えることが許可されていないこと」について

首都圏移住労働者ユニオンは、改正入管法施行後も最大3年間の在留中、技能実習生が雇用主を変えることができないことにより、言葉による虐待やセクシャルハラスメントを受けても、その事実を明らかにすることができず、強制送還というリスクを取らない限り、雇用主に生活が支配され続けると主張している。

御指摘の「雇用主を変える自由がない」ことについて、技能実習制度は我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図るものであり、安易に雇用主を変更することは、技能の早期習得及び移転という本制度の趣旨を踏まえると適当でないことから、最大3年間の在留期間中、同一の雇用主の下で実習を受けることとされている。

しかし、後述のとおり、改正入管法等に基づく措置により、本制度において不正が行われることのないよう体制を整備しており、強制送還というリスクを取らない限り、雇用主に生活が支配され続けるといったことはないと考えられる。

まず、そもそも「強制送還」は、在留資格の取得方法や在留活動状況等について技能実習生本人について疑義がある場合、入国管理当局が実態を調査し、外国人本人の活動に問題がある場合、入国管理当局が選択し得る方法の一つであり、その実施については、入国管理当局が当該技能実習生の雇用主の雇用形態も含めて詳細を調査・審査した上で判断を行うものである。

一方、例えば「強制送還」という言葉を使用し、雇用主が技能実習生に対して脅迫等の不正行為を行う場合等についても、まさに雇用主がそのような不正行為に及ぶことのないよう、また、技能実習生においても

何が不正行為であるかを認識し、被害を防ぐことが可能となるよう、改正入管法に基づく保護が図られている。

すなわち、技能実習生に対して労働関連法令の適用を行い、実習実施機関での活動前の監理団体による講習の受講、技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講習受講の義務付け、実習実施機関が労災補償保険に係る保険関係成立の届出等の措置を確保すること、監理団体による技能実習生のための相談体制の構築、実習実施機関での技能実習が継続不能となった場合に監理団体が新たな受入れ先の確保に努めること、及び技能実習生が労働条件を理解したことを入国審査の際に提示させる等、技能実習生の保護体制について省令等において定めているものである。

他方、指導、監督が不十分な団体に係る問題については、3ヶ月に1回以上監理団体役員によって技能実習の実施状況を監査し、その結果を地方入国管理局に報告を行うこと、技能実習計画は計画策定能力を有する監理団体役員が作成すること、及び1ヶ月に1回以上、監理団体役員が技能実習実施状況を訪問の上確認し必要な指導を行うこと等が義務づけられた。

また、不正行為の対象となる事由を省令で定め、重大な不正行為を行った場合の受入れを認めない期間を5年間に延長し、出入国管理及び難民認定法、労働関連法令規定の罪により刑に処せられた場合は、執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまで受入れができない等、過去の行為による欠格要件も定めている。

このように、技能実習生側及び雇用主側の両面から、本制度において不正が行われることのないよう体制を整えているものであり、強制送還というリスクを取らない限り、雇用主に生活が支配され続けるということはない。なお、不法残留などの違反がない技能実習生はいつでも任意に出国することが可能であり、そのような者を「強制送還」することは、法律上も実体上もあり得ない。

言葉による暴力などは、労働者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であり、厚生労働省としては、企業や労働組合に対し、この問題の予防・解決に向けて取り組む社会的な気運を醸成するための周知・広報を実施している。また、事業主から言葉による虐待を受けているなど、労働条件その他の労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について解決を求める場合には、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）」に基づき、各都道府県労働局において実施している個別労働紛争解決制度を利用することが可能となっている。

さらに、セクシャルハラスメントについて、雇用主は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）」（以下、「男女雇用機会均等法」という。）における事業主としての義務を負うこととなっている。男女雇用機会均等法において、事業主に対し、セクシャルハラスメントの防止のため、労働

者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他雇用管理上必要な措置を講ずることを義務付けており、同法違反については、都道府県労働局雇用均等室において厳しく対処している。

4. 「人権侵害、労働関係法令違反及び不正な慣行の拡大について」

首都圏移住労働者ユニオンは、改正入管施行後の新しい制度は、悪質な業者、雇用主及びその他の搾取や不当な行為を行っているものを阻止しておらず、不正な慣行は拡大していると主張している。

入国管理局においては、暴行や旅券の取上げ等の重大な人権侵害行為に係る不適正な事案については、それらの受入機関に対して必要な調査を行った上で不正行為の認定を行い、研修生・技能実習生の受入れを最大5年間認めない措置を行えるようにする等、厳正に対応を行っており、現に2010年に163機関、2011年に184機関に対して、不正行為の認定を行っている。

全国の労働基準監督機関においては、技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでおり、2011年に実習実施機関に対し2,748件の監督指導を実施し、このうち2,252件で労働基準関係法令違反が認められ、是正に向けた指導を行っている。また、技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反により、23件の送検が行われている。

JITCOにおいても、受入団体及び受入企業に対する巡回指導の強化に取り組んでおり、2010年度には受入団体に対し1,636件、受入企業に対し9,868件、2011年度には受入団体に対し1,686件、受入企業に対し9,596件の巡回指導を実施し、助言・指導を行っている。

この巡回指導においては、効果的・効率的に実施するため、巡回先の受入企業労務管理の責任者や技能実習指導員の同席を求めるとともに、技能実習計画などの関係書類を直ちに閲覧できるよう揃えることが適当であるとの観点から、原則として事前に通知しているものであり、2010年度の受入れ企業に対する巡回指導においては、9,997件の不適正事案について指導を行い、労働環境の改善を図っている。

また、JITCOにより、外国人技能実習生の脳・心臓死防止マニュアルの作成・配付や、労働安全衛生やメンタルヘルスに係る専門家による実習実施機関等に対する助言・指導等を実施し、外国人技能実習生の労働災害防止対策の強化に取り組んでいる。

なお、首都圏移住労働者ユニオンは、1992年から2010年までのJITCOの統計において自殺は34名と主張しているが、24名の誤りである。

5. 結び

上述のように、技能実習制度について、日本政府は我が国におけるILO第29号条約の遵守について、同条約を実施する国内法である労働基準法第5条の規定により厳正に対処しているところである。

これに加え、技能実習制度については、入国管理局において、改正入

管法の趣旨にのっとり、技能実習生に対する不正行為等に対して、労働基準監督機関と連携しつつ厳正に対応しているところである。

さらに労働基準監督機関においては、事業主に対し、労働基準関係法令の周知徹底を図っているほか、積極的に監督指導を実施し、指導に従わないあるいは法違反を繰り返すなどの事業場に対しては送検を行うなど厳正に対応しているところである。